

(令和6年6月1日)

市民交流センターでの住民票などの交付について

お問い合わせ先：市民交流センター（電話 0263-53-3350）

■交付場所	市民交流センター2階 総合受付
■交付時間	○平日 午前9時～午後7時（ただし、毎週水曜日と年末年始の休館日を除く） ○土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時
■交付できる 証明書	○戸籍証明書（本籍が塩尻市で、本人または本人と同一戸籍の人からの申請のみ） 戸籍謄本、抄本（除籍、改製原戸籍は除く） ※戸籍の届出はできません ○住民票（本人または本人と同一世帯の人からの申請のみ） 住民票謄本、抄本（除票は除く） ※転入転出の手続きはできません ○印鑑登録証明書（印鑑登録証（カード）提示により本人または代理人に交付） ※印鑑登録はできません ○市税（一部）に関する証明書（本人または『同一世帯の親族』からの申請のみ） ①市民税・県民税・森林環境税所得課税証明書 ※市役所に課税資料がなく、市内の方の扶養にも入っていない場合は、発行ができません。前年の所得が何もない方でも市・県民税申告書の提出が必要です。平日に市役所税務課へお越しください。その場合、申告の当日に証明書の発行はできませんので、あらかじめご了承ください。 ②納税証明書（個人のみ） ③軽自動車税納税証明書（継続検査用。代理人でも交付可） ※納税が確認できない場合は、証明書を発行できません。納付後、領収書を持って市役所税務課、支所窓口での申請をお願いします。納付書がない場合は、市役所債権管理課までご連絡ください。 ※『同一世帯の親族』は、申請日現在塩尻市内で同一世帯の親族に限ります。 ※いずれも、最新年度分のみ発行可能です。
■手数料	○戸籍証明書 1通 450円 ○その他の証明書 1通 300円（ただし、納税証明は1税目300円） ※軽自動車税納税証明書（継続検査用）は無料です。

■ご利用にあたってのお願い	○印鑑登録証明書の交付申請は、印鑑登録証（カード）をお持ちください。 ○印鑑登録証明書および軽自動車税納税証明書（継続検査用）以外の交付申請は、すべて本人確認を行います。次の①～④の提示をお願いします。 ①官公署が発行した顔写真付きの書類 運転免許証、マイナンバーカード（通知カードは不可）、パスポート、在留カードなど→<u>いずれか1点で可</u> ≪①がない場合≫ ②官公署が発行した顔写真のない書類 健康保険証（資格確認書）、年金証書など ③学校や法人が発行した顔写真付きの書類 学生証、社員証など ④その他氏名が確認できる書類 診察券、通帳、キャッシュカードなど →・<u>戸籍は、②から2点、または、②及び③から各1点（合計2点）</u> ・<u>住民票及び市税の証明は、②から1点＋③または④から1点（合計2点）</u> ○市民交流センターでは、委任状による交付はできません。 ○市民交流センター2階の総合受付にて、専用の申請書をご記入ください
----------------------	---